

岐阜県被災動物救援計画

第1 総則

1 計画策定の目的

近年、少子高齢化及び核家族化が進む中、我々が動物に抱く意識や感情にも変化が見られ、動物を家族の一員と考え、生活する飼い主が増えてきている。

このような中、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災以降、有珠山噴火災害、三宅島噴火災害、新潟中越地震、東日本大震災、熊本地震等、大規模な災害を経験し、被災時には、動物の保護や治療、動物同伴の避難生活などが課題となることが明らかとなった。

本県においては、30年以内に高い確率で発生するとされる東海地震や東南海地震で美濃地方を中心として大きな被害が想定されており、多くの動物が被災すると予想されている。

そこで、岐阜県地域防災計画に基づき、平常時の防災対策を含め、ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、行政等が中心となって災害時の被災動物の救援活動等を円滑に実施するために、「岐阜県被災動物救援計画」を策定する。

2 想定される災害

地震、火山活動、集中豪雨、台風等、災害対策基本法第23条の規定に基づき、岐阜県災害対策本部が設置される災害。

3 対象動物

犬・猫等の一般の家庭で飼養されている愛玩動物を対象とする。

第2 平常時の対策

災害時には、多くの被災者が犬、猫等愛玩動物を伴って避難し、地域住民と避難所において共同生活しなければならない。

このため、あらかじめ県民に防災並びに被災動物の救援意識について普及啓発し、「災害時の人と動物の共生」について、合意を形成しておくことが必要である。

本章では、災害発生時の動物救援対策が円滑に講じられるよう、飼い主、動物関係団体、市町村、県、県民の役割について定める。

1 役割分担

(1) 飼い主の役割

- ① 飼い主の所在等を明示するよう努める。
- ② しつけをし、社会性を身につけさせるよう努める。
- ③ 動物の種類や習性にあった飼い方をし、健康に保つよう努める。
- ④ 普段からケージ内での飼養に慣れさせておくよう努める。
- ⑤ 居住している市町村における災害時の動物救援対策について情報収集に努める。
- ⑥ 飼い主等は、被災後数日分の動物の餌等を備蓄するよう努める。

(2) (公社)岐阜県獣医師会の役割

- ① 飼い主に対し、災害への備えについて啓発を行う。
- ② 愛玩動物以外にも学校飼育されている動物に対して関係機関と連携して災害への備えについて啓発を行う。

- (3) 岐阜県動物愛護ネットワーク会議の役割
 - ① 飼い主に対し、災害への備えについて啓発を行う。
 - ② 民間ボランティアの活動支援等を通じ、ボランティアの連携を深める。
 - ③ 民間ボランティアの登録等を行う。
- (4) 岐阜大学応用生物科学部の役割
 - ① 県、市町村への協力・助言を行う。
- (5) 市町村の役割
 - ① 犬猫等愛玩動物の飼育状況の把握に努め、狂犬病予防法、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例等による適正管理を推進する。
 - ② 愛玩動物の同行避難に対応するため避難所毎に動物の飼育場所の確保に努めるとともに避難所の責任者等に対する情報提供並びに指導を行う。
 - ③ 住民に対し、防災並びに被災動物の救援意識について普及啓発を行う。
 - ④ 被災地域外の市町村において、被災市町村の愛玩動物の救援体制の整備に努める。
 - ⑤ 定期的に本計画に基づいた防災訓練を実施し、問題点を修正する。
- (6) 県の役割
 - ① 他都道府県の救援に関する情報を収集し、市町村や動物関係団体に情報提供並びに助言を行う。
 - ② 被災動物の餌、飲料水、消毒薬、洗剤、医薬品、医療用具が緊急時に不足することがないよう、関係者と協議し供給体制の整備を行う。
 - ③ 愛玩動物の同行避難について基本指針を定める。
 - ④ 飼い主に対し、災害への備えについて啓発を行う。
 - ⑤ 県民に対し、防災並びに被災動物の救援意識の普及啓発を行う。
 - ⑥ 定期的に本計画に基づいた防災訓練（机上訓練等）を実施し、問題点を修正する。
- (7) 県民の役割
 - ① 防災及び被災動物の救援について理解するよう努める。

2 情報ネットワークの整備

県、市町村、獣医師会、ネットワーク会議及び民間ボランティア等は相互で情報共有できるシステム整備に努める。

第3 体制整備

被災後、迅速に動物の救援対策を実施するために、動物関係団体が主体となって整備する体制について定める。

1 情報収集

災害発生時に、的確かつ迅速な動物救援を実施するため、被災地における被災動物の状況を市町村、保健所等を通じて一元的に収集する体制を整備する。

2 岐阜県被災動物救援本部

災害発生時、円滑に動物救援活動が行われるよう、人員・物資等を管理するため、岐阜県被災動物救援本部（以下「動物救援本部」という。）を設置するよう体制を整備する。
動物救援本部の運営に関する事項は、「岐阜県被災動物救援本部設置要綱」で定める。

(1) 組織

① 動物救援本部は、岐阜県及び次の団体で構成するものとする。

- ・(公社)岐阜県獣医師会
- ・岐阜県動物愛護ネットワーク会議
- ・岐阜大学応用生物科学部

② 事務局は健康福祉部生活衛生課に置く

(2) 機能

被災動物の救援活動を維持するために次の活動を行う。

- ① 被災動物救護所の設置・管理、助言・指導に関すること。
- ② 各行政機関等との連絡・調整に関すること。
- ③ 緊急災害時動物救援基金の管理に関すること。
- ④ 救援物資の調達に関すること。
- ⑤ ボランティア（民間、獣医師、学生）の受入れ及び被災動物救護所、避難所等への派遣等に関すること。
- ⑥ 報道機関の対応に関すること。
- ⑦ その他の活動に関すること。

3 (公社)岐阜県獣医師会

各地域に獣医療支援チーム（Veterinary Medical Assistance Team）（以下「VMA T」という。）を組織し、VMA T隊員及びVMA T補助隊員の確保に努める。

4 保健所等動物収容施設

岐阜県及び岐阜市の保健所等動物収容施設を被災動物救護所の飼養施設として使用するための体制整備を行う。

5 臨時動物救援病院

(公社)岐阜県獣医師会は会員の所有する診療施設において、負傷動物の治療及び一時飼養等のための体制整備を行う。

6 岐阜大学付属病院

岐阜大学は臨時動物救援病院から搬送される負傷動物の治療をするための体制整備を行う。

第4 被災後の救援対策

災害時に実施する動物救援の活動を定める。

1 被災動物の把握

県は市町村、保健所等を通じて、被災動物の状況を把握する。

- (1) 市町村は、防災活動で知り得た被災動物の情報を管轄の保健所等へ情報提供する。
- (2) 保健所等は、健康福祉部生活衛生課へ被災動物の発生状況について報告する。

2 動物救援本部の設置

健康福祉部生活衛生課長は、保健所等から収集した被災動物の情報について検討し、動物救援対策が必要であると判断した場合は、構成団体と協議のうえ動物救援本部を県庁内に設置し、事務局を健康福祉部生活衛生課内に置く。

3 被災動物救護所の運営

動物救援本部は被災状況に応じて避難所、災害現場や県内保健所等敷地内に設置・運営を指示し、保健所等において次の被災動物に関する救援活動を実施する。

- (1) 被災動物（逸走、負傷等）の保護、収容、飼養に関すること。
- (2) 負傷動物の治療に関すること。
- (3) 新しい飼い主への譲渡に関すること。
- (4) 被災動物の所有者探し及び情報提供に関すること。
- (5) 被災地・避難所の支援（飼養指導・餌等の配布）に関すること。
- (6) ボランティア（民間、獣医師、学生）の受付、派遣等に関すること。
- (7) その他救援活動に関すること。

4 臨時動物救援病院の運営

（公社）岐阜県獣医師会は会員の所有する診療施設において次の活動を実施する。

- (1) 被災動物救護所等において治療が困難な動物の治療を行う。
- (2) 飼い主から依頼を受けた飼育動物の一時飼養を行う。
- (3) 飼い主からの飼養方法の相談受付を行う。
- (4) ケージ等動物飼養に必要な資器材の提供を行う。

5 避難所への獣医師の派遣協力要請

県は保健所等から収集した被災動物の情報などを基に、（公社）岐阜県獣医師会に対し被災動物救護所及び同行避難所に獣医師の派遣を要請する。県獣医師会は、VMA Tの派遣を検討する。

6 岐阜大学付属病院

臨時動物救援病院からの依頼により負傷動物の治療を行う。

7 避難所等での動物救援

- (1) 市町村の役割
 - ① 被災動物情報の収集に努める。
 - ② 避難所における動物を同伴する住民への配慮に努める。
（避難所に併設する動物収容施設の設置・仮設住宅での動物飼育への配慮等）
 - ③ 被災地域外の市町村において、被災市町村の愛玩動物の救援活動に努める。
 - ④ 被災動物飼育者の要望等の収集に努める。
 - ⑤ 被災動物に関する住民への広報を行う。
 - ⑥ 県が行う被災動物の保護・収容・返還等への協力に努める。
- (2) 動物関係団体の役割
 - ① 飼養者等に対する教育及び普及啓発を行う。
 - ② 飼い主からの飼養方法の相談を受ける。
 - ③ 飼育動物の健康・飼養管理を行う。
 - ④ ボランティア（民間、獣医師、学生）の受付、割り振り及び指導を行う。

⑤ 愛玩動物以外にも学校飼育されている動物の救援を行う。

8 終息宣言

被災動物の救援対策の終息宣言は、動物救援本部及び関係市町村が十分に協議したうえで決定する。

附則

この計画は平成24年 1月23日から施行する。

この計画は平成28年 3月 1日から施行する。

この計画は令和 5年 7月12日から施行する。